

北海道の 情報通信

2026

デジタルラッシュ 北海道
ー最北端から最先端へー



Ministry of Internal Affairs and Communications

総務省

北海道総合通信局

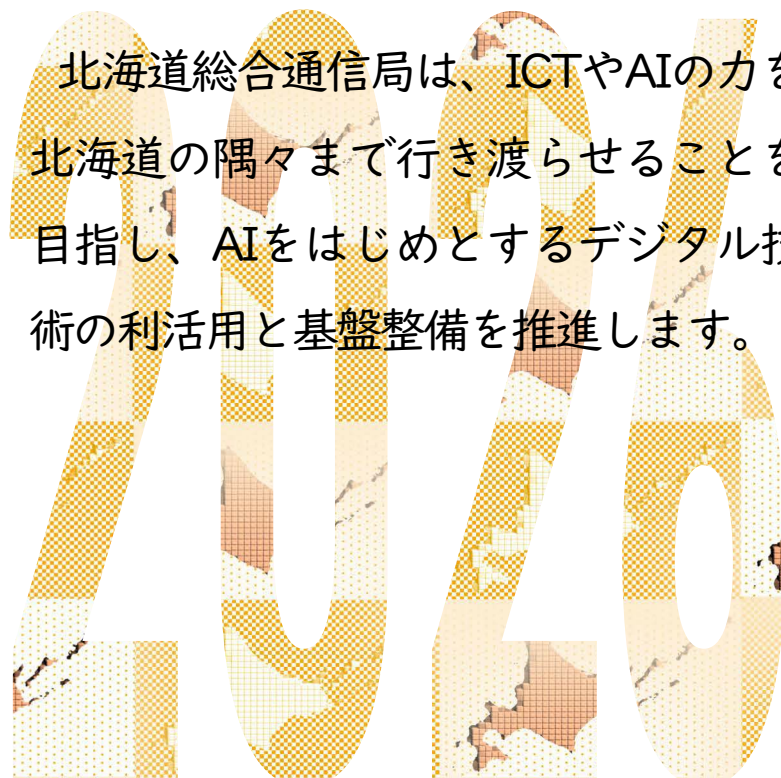


はじめに

北海道は、広大な土地と豊かな自然を有し、食料生産、観光、GXなどで大きな可能性を持つフロンティアです。

全国を上回るスピードで進行する少子高齢化という課題を先取りし、DXやAI技術の先進的な実装フィールドとして、スマート農業、デジタル観光や再生可能エネルギーの活用など、革新的なビジネスモデルの創出により、新たな価値の創造に挑戦しています。

政府は「地方創生2.0」において、「デジタル・新技術の徹底活用」を中核に据え、地域社会DXによる課題解決を推進しています。



北海道総合通信局は、ICTやAIの力を北海道の隅々まで行き渡らせることを目指し、AIをはじめとするデジタル技術の利活用と基盤整備を推進します。

もくじ

1 地域D X／電気通信／I C T …… 4

- ・北海道における公設民営の光ファイバの状況
- ・総合的なICTリテラシーの向上の取組
「DIGITAL POSITIVE ACTION」
- ・青少年のインターネットリテラシーの向上
- ・「北海道起業家甲子園・起業家万博」の開催
- ・安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業
- ・地域社会D X推進パッケージ事業
- ・地域情報化アドバイザー派遣制度
- ・高度無線環境整備推進事業
- ・サーバーセキュリティ対策の推進（CYDER）
- ・サイバーセキュリティ対策の推進（地域SECURITY）

2 放 送 …… 1 4

- ・放送ネットワーク強靱化に向けた支援
- ・辺地共聴施設の高度化支援
- ・ケーブルテレビネットワークの強靱化

3 防 災 …… 1 9

- ・I C Tによる防災・減災対策の推進
- ・災害に備えた関係機関との連携体制の維持・情報共有
- ・災害対策用支援機材の無償貸出し

4 無線通信／電波利用 …… 2 2

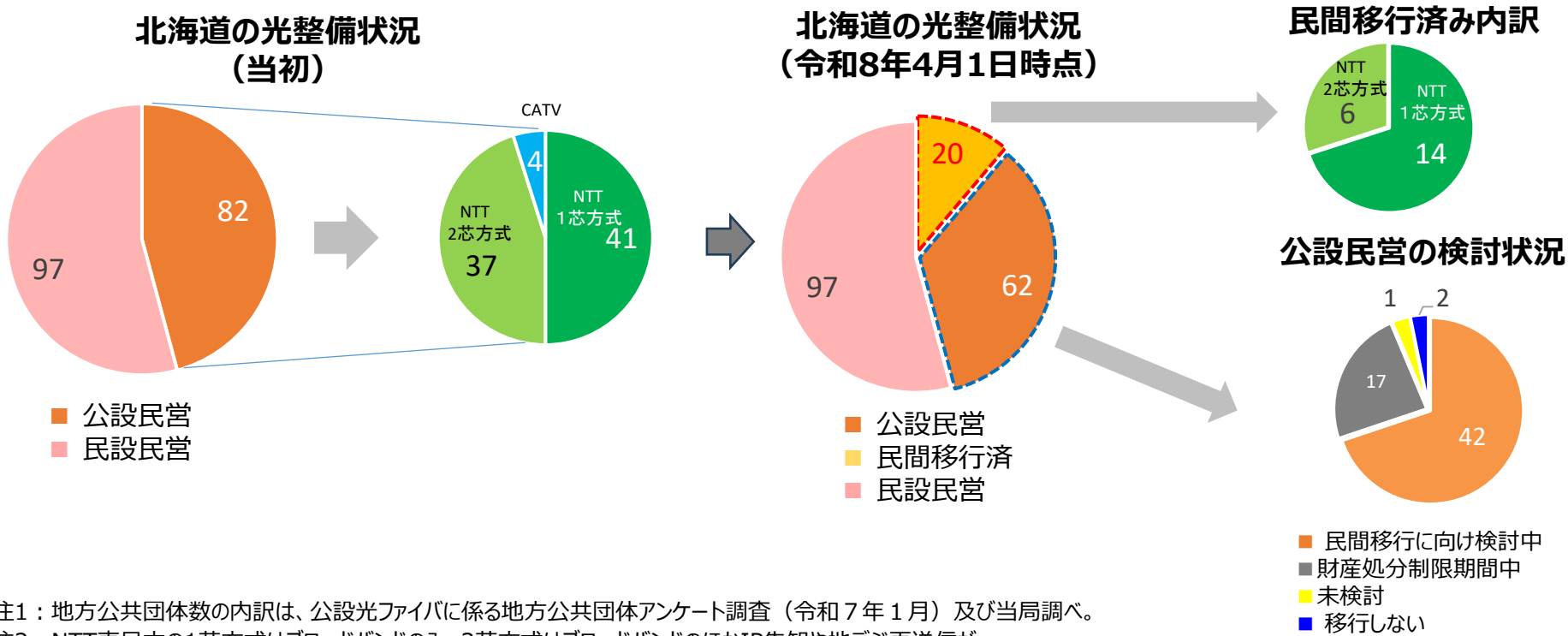
- ・電波利用分野における研究機関等との連携
- ・航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進
- ・携帯電話等エリア整備事業など
- ・防災行政無線整備計画促進の取り組み

5 電 波 監 理 …… 2 6

- ・電波利用環境保護に関する周知・啓発
- ・外国規格無線等技術基準不適合設備の使用禁止に関する取組
- ・重要無線通信妨害への対応
- ・良好な電波利用環境の維持に向けた取組

北海道における公設民営の光ファイバの状況

- 人口減少の進展、施設の老朽化等に伴い、公設民営の光ファイバにおけるサービス提供の継続が困難となることが懸念されることから、総務省において、早期かつ円滑な民設移行を促進。
- 公設民営の光ファイバ所有の地方公共団体（当初） は、道内179市町村のうち**82**。
（主に「地域情報通信基盤整備推進交付金」、「高度無線環境整備推進事業」で整備。）
- 82市町村のうち、民間移行済は20（令和8年4月1日時点）。
- 残りの62のうち、民間移行に向け検討中は42。財産処分制限期間中及び移行しない地方公共団体を除き、関係事業者と協議を進めている。



注1：地方公共団体数の内訳は、公設光ファイバに係る地方公共団体アンケート調査（令和7年1月）及び当局調べ。
注2：NTT東日本の1芯方式はブロードバンドのみ、2芯方式はブロードバンドのほかIP告知や地デジ再送信が含まれる。2芯方式については、2芯目の移行方法などについて調整が必要。

<問合せ先> 情報通信部電気通信事業課 011-709-2311 内線4706

総合的なICTリテラシーの向上の取組「DIGITAL POSITIVE ACTION」

- デジタル空間においては、誹謗中傷等の違法・有害情報や、人々の関心・注目の獲得が経済的価値となる「アテンション・エコノミー」の下での偽情報・誤情報の流通・拡散等、過激なタイトルや憶測だけで作成されたコンテンツの流通・拡散が社会問題化。
- 国民一人一人のICTリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進するため、令和7年1月より、官民連携プロジェクト「**DIGITAL POSITIVE ACTION（デジタル ポジティブ アクション）**」を開始。

「DIGITAL POSITIVE ACTION」の概要

「DIGITAL POSITIVE ACTION」では、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と、総務省が連携して推進し、ICTリテラシー向上のための以下のような取組を継続的に実施し、社会的機運の醸成を図る。

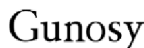
- ① 多様な関係者の取組を集約した総合的なWEBサイトの開設
- ② セミナーやシンポジウムの開催
- ③ 普及啓発教材や関係者の取組の充実
- ④ テレビ、新聞、デジタル広告などによる多様な広報活動

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



「DIGITAL POSITIVE ACTION」
Webサイト
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

<参画団体・企業>



<後援>

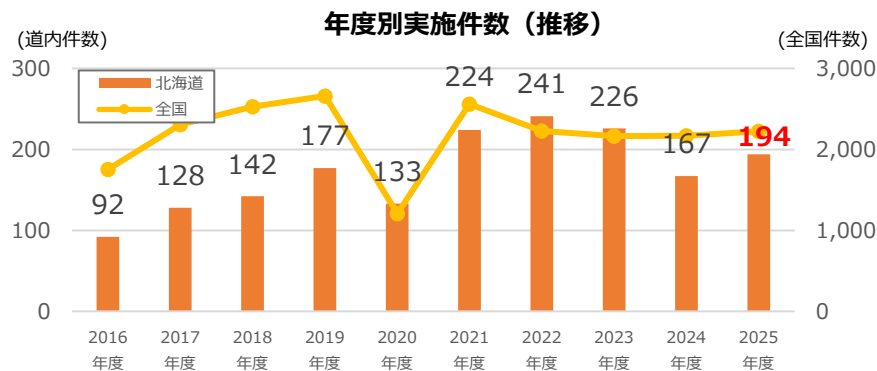
<問合せ先> 情報通信部電気通信事業課 011-709-2311 内線4704

青少年のインターネットリテラシーの向上

- 近年、子供たちがインターネットに接する機会が増加し、ネット依存やネットいじめ、SNSを通じた闇バイトや犯罪被害など青少年を取り巻くネットトラブルが多く発生。
- 児童・生徒がインターネットを正しく、安心・安全に、かつ責任をもって利活用をするためには、必要なリテラシーを身につけることが重要。「e-ネットキャラバン」を始めとした各種取組を関係団体と連携しながら推進。

e-ネットキャラバン

- 全道の小中高生や教員・保護者を対象とした、インターネットの安心・安全な利用のための出前講座を無償で実施。
- 令和7年度の実施件数は、全国2,224件、うち北海道194件。都道府県別では、東京都に次いで2番目に多い件数。



- 教材として、トラブル事例を紹介したアニメ動画を活用するなど、より分かりやすい講座を展開。



高校生ICT Conference

- 毎年提示されるICTに関するテーマに基づき、高校生が課題解決のための有効な方策を熟議するイベント。道内では、札幌、帯広地区で開催。
- 各地域の代表が全国サミットに出場。関係省庁への「提言」としてまとめ、高校生の声を届ける。



「高校生 ICT Conference 2025」の様子



春のあんしんネット・新学期一斉行動

- 青少年の多くが初めてスマートフォンを手にする卒業・進学・新入学シーズンに重点を置き、フィルタリングの促進や家庭内でのルールづくりなどペアレンタルコントロールを中心とした周知啓発活動を実施。
- 当局においては、①「e-ネットキャラバン」の実施強化、②市町村広報誌・HPによる周知啓発（掲載依頼）、③北海道警察と連携した「保護者向け入学説明会」での周知啓発などの取組を集中的に展開。

「北海道起業家甲子園・起業家万博」の開催

- 北海道におけるICTスタートアップ創出に向けて、学生対象のビジネスプランコンテスト「北海道起業家甲子園」を開催。大会前には、1次審査通過者向け「スタートアップサロン」を実施し、アントレプレナーシップを醸成。
- ICTを活用して斬新なアイデアを基に事業化を目指す起業家・スタートアップを対象としたビジネスプランコンテスト「NoMaps Dream Pitch」（北海道起業家万博）を関係機関と連携して開催。

北海道起業家甲子園・スタートアップサロン

【概要】

- ・開催時期：11月頃（開催に先立ち、スタートアップサロンあり）
- ・開催場所：札幌市内
- ・対象：学生（中学生～大学院生）
- ・概要：最優秀賞(NICT賞)を受賞したチームは、シリコンバレーブートキャンプへの参加権、起業家甲子園（全国大会）出場権を付与。
- ・参考：2025年度NICT賞
受賞テーマ：認知症予防のためのラップで老GO
受賞チーム：Team haruna yamaguchi（小樽商科大学）



NoMaps Dream Pitch（北海道起業家万博）

【概要】

- ・開催時期：9月頃（開催に先立ち、集合研修あり）
- ・開催場所：札幌市内
- ・対象：起業家、スタートアップ等（起業前～起業後概ね10年以内）
- ・概要：NICT賞を受賞した企業には、翌年3月開催予定の「起業家万博（全国大会）」への出場権、ICTメンターによるメンタリング権を授与
- ・参考：2025年度NICT賞
受賞テーマ：日本発、宇宙バイオ実験プラットフォームで未来を創る
受賞者：株式会社IDDK（代表取締役 上野 宗一郎 氏）



安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業

- デジタル技術の海外展開を目指す地域の I C T 事業者等を発掘し、「安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業」により海外展開の支援を行うとともに、総務省が主導して設立された官民協力の枠組みである「デジタル海外展開プラットフォーム」におけるアドバイザー制度や株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）等を活用して支援。

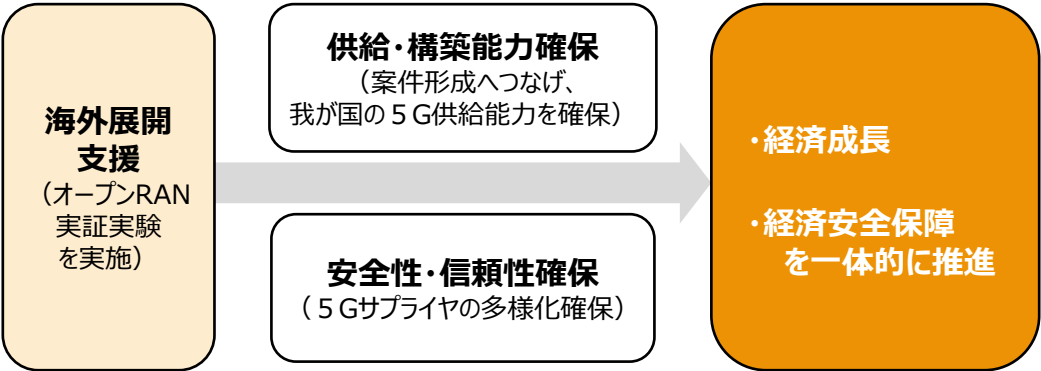
■ 海外展開支援事業における「ローカル・スタートアップ枠」

令和 5 年度より、各地方に潜在しているデジタル技術を有する企業の、当該デジタル技術に係る海外展開を後押しすることを目的とし、安全性・信頼性を確保したデジタルインフラの海外展開支援事業に「地方枠」（公募）を創設。

- デジタル技術に係る海外展開を検討している北海道内のICT中小企業の取組を支援。
令和 8 年度からは**支援対象にスタートアップ企業（※東京都含む）**を追加し、幅広い企業の海外展開を後押し。
- 対象：**国内に本社を置く事業者**を対象とする。
原則として、①**東京都以外**に所在地を置く**資本金1億円以下のICT中小企業**（大学法人との連携、スタートアップを含む。）もしくは②**スタートアップ企業**を想定。
- 募集期間：4 月頃～5月頃

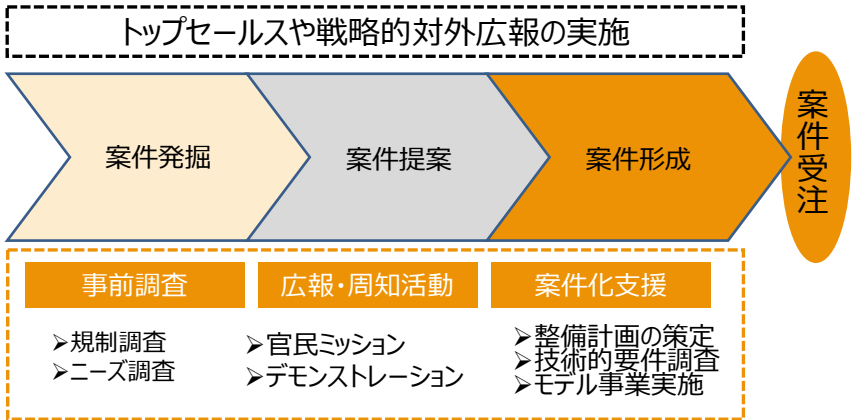
■ 施策の目的

（例）オープンRANの海外展開



（事業主体） 民間企業（通信事業者、ベンダー等）
（事業スキーム） 実証事業（請負）、調査研究（請負）

■ 海外展開フロー



令和7年度補正予算額 80.5億円
令和8年度予算額(案) 0.27億円

地域社会DX推進パッケージ事業

- 人口減少・少子高齢化や経済構造変化等が進行する中、持続可能な地域社会を形成するには、デジタル技術の実装（地域社会DX）を通じた省力化・地域活性化等による地域社会課題の解決が重要。
- 本事業では、地域社会DXを加速させ、強い地方経済の実現などにも貢献するため、デジタル人材/体制の確保支援、AI・自動運転等の先進的ソリューションや先進的通信システムの実証支援、地域の通信インフラ等整備の補助等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、効果的・効率的な情報発信・共有等を実施することで、全国における早期実用化を促進。

好事例の創出・実用化

③ 地域のデジタル基盤の整備支援（補助）

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な通信インフラなどの整備を支援

② 先進的ソリューションの実用化支援（実証）

先進的通信システム活用タイプ

衛星通信や光電融合技術をはじめとする新しい通信技術などを活用した先進的なソリューションの実用化に向けた実証

AI・自動運転検証タイプ

地域の通信システムを活用した、AI・自動運転等の先進的なソリューションの実証

① デジタル人材／体制の確保支援

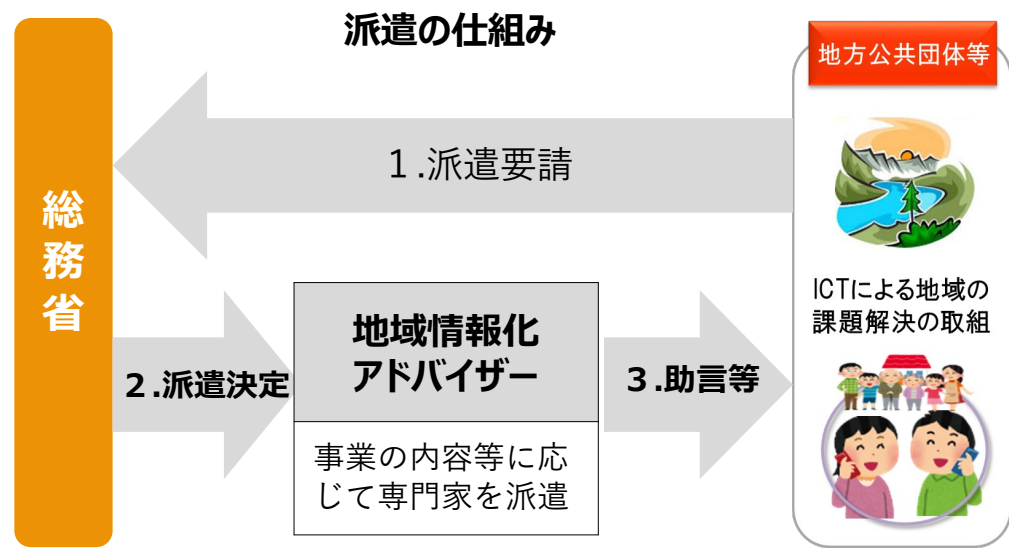
- 1. 計画策定支援 デジタル実装に必要な地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言
- 2. 推進体制構築支援 都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築を支援
- 3. 地域情報化アドバイザー 地域情報化アドバイザーによる人材の育成・供給を支援

（事業主体） 地方公共団体、民間企業等
（事業スキーム） 補助事業、実証事業（請負）、調査研究（請負）
（補助対象） 基地局施設、送受信設備、機器購入費等
（補助率） 1/2
（計画年度） 令和6年度～令和9年度

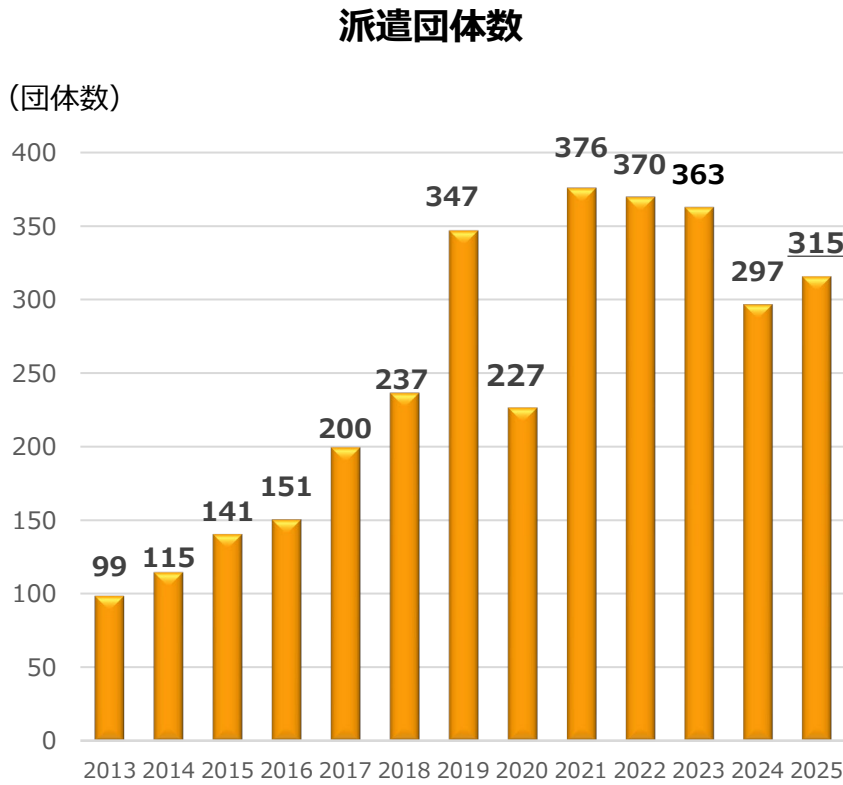
令和7年度補正予算額 129.3億円
令和8年度予算額 1.0億円

地域情報化アドバイザー派遣制度

- 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT（情報通信技術）を活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関して助言・講演。
- 令和7年度の全国での派遣団体数は315件（うち北海道管内13件）。地域情報化アドバイザーからの助言・講演等により地方公共団体職員や住民の意識醸成が図られ、地域におけるICT利活用等の検討、推進の一助となっている。
- 令和7年度より、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に地場企業等にも支援。



1. 派遣申請の受付
申請受付情報は、「地域情報化アドバイザー」ホームページへ掲載します。
(令和8年度は、(第1期)令和8年4月27日から申請受付開始。
最終受付締切は(第9期)令和8年12月18日の予定。)
2. 費用は無料
・アドバイザーの旅費、謝金に係る費用は総務省が負担
3. お問い合わせ・申込先
一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）
<https://www.r-ict-advisor.jp/>
- 



高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

令和7年度補正予算額 26.0億円

イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

令和8年度予算額 11.0億円

ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：

（自治体の場合）

【離島】*

国（※1）（※3） 4／5	自治体 1／5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2（令和8年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※2）（※3） 1／2	自治体 1／2
----------------------	------------

（※1）地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ

（※2）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1／3

（※3）民設移転を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3／4（離島）、
1／2（その他条件不利地域）

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国（※1）（※4）（※5） 4／5	3セク・民間 1／5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※6） 3／4	3セク・民間 1／4
------------------	---------------

（※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3／4

（※5）高度化を伴う更新を行う場合、3／4、
2／3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）

（※6）高度化を伴う更新の場合、2／3

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）

無線局
エントランス
（クロージャ等）

地域の拠点地点

観光IoT

教育IoT

コワーキング
スペース

スマートモビリティ

スマートホーム

農業IoT

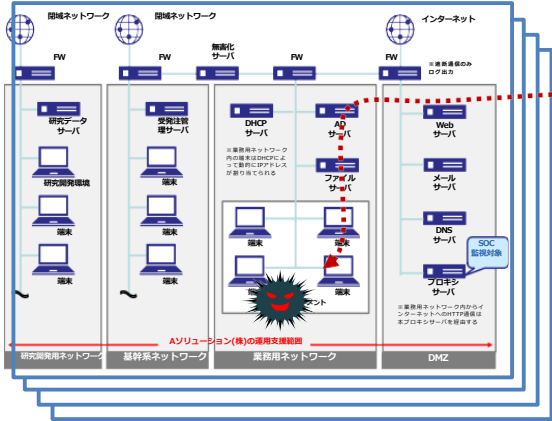
通信ビル

・自治体を実施する新規整備事業については、令和8年7月までの申請を受付

サイバーセキュリティ対策の推進(CYDER: (Cyber Defense Exercise with Recurrence))

- 道内の自治体・企業等のサイバー攻撃対応能力を向上、総合力の高い情報システム管理者育成を目的に、総務省所管の国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）を通じて、サイバー攻撃を受けた際の一連の対応（インシデント対応）をロールプレイ形式で体験できる「**実践的サイバー防御演習(CYDER)**」を実施。

NICTが有する最新のサイバー攻撃情報を活用し、実際に起こりうるサイバー攻撃事例を再現した最新の演習シナリオを用意。



擬似攻撃者
企業・官公庁の社内LANや端末を再現した環境で演習を実施
受講チームごとに独立した演習環境を構築



演習模様
専門指導員による補助
チーム内での議論を通じた相互理解
本番同様のデータを使用した演習



インシデント（事案）
対処能力の向上

➤ CYDERの実施内容（令和8年度）

コース名		実施方法	レベル	受講想定者(習得内容)	受講想定組織	実施地	開催時期
CYDER	A	集合形式	初級	システムに携わり始めた者 (事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	全国	7月～翌年1月
	B		中級	システム管理者・運用者 (主体的な事案対応・セキュリティ管理)	全組織共通	全国（一部地域を除く）	10月～翌年1月
	C		準上級	セキュリティ専門担当者 (高度なセキュリティ技術)	全組織共通	東京・大阪	11月～翌年1月
プレCYDER		オンライン形式	—	全ての情報システム担当者 (最低限必要となる知識の習得と最新化)	全組織共通	予定 1期：5月～8月 2期：9月～11月 3期：11月～翌年1月	

サイバーセキュリティ対策の推進(地域SECURITY)

- ICTの利活用が進展する中、サイバー攻撃のリスクは高まっており、企業等においても、サプライチェーンを構成する組織からのランサムウェアへの感染、システムへの不正侵入、データ改ざんといったサイバーセキュリティ上の脅威が増加。
- 北海道の地域セキュリティコミュニティである「HAISL（北海道地域情報セキュリティ連絡会）」等と連携してセミナー等を開催し、周知啓発に取り組むとともに、サイバーインシデント演習を実施するなど、サイバーセキュリティ対策を一層強化。

■ 北海道地域情報セキュリティ連絡会（HAISL ※） ※Hokkaido Area Information Security Liaison

- サイバーセキュリティ対策は、電気通信事業者のみならず、ICTを活用するあらゆる業界で対策が重要。
- 北海道では全国に先がけて、平成26年から北海道総合通信局、北海道警察、北海道経済産業局の3機関が共同事務局とした連絡会を設立し、産学官連携により道内のサイバーセキュリティ対策を推進。



■ サイバーセキュリティレベルの強化

- サイバーセキュリティ月間（2月1日から3月18日）には、サイバー攻撃の動向と対応策、人材育成などを盛り込んだ、「サイバーセキュリティフォーラム北海道」やインシデント対応を疑似的に体験できる「サイバーインシデント演習」を開催。
- サイバーセキュリティ月間以外にも、HAISLと連携し、年間を通して勉強会等を開催。

名称	対象	開催時期	開催概要
Micro Hardening Basic	16歳以上30 歳以下の方	6月21日	「Micro Hardening for Youth」の難易度を下げた入門編となる競技会。
Micro Hardening for Youth (MH4Y)	16歳以上30 歳以下の方	8月 8 日	カジュアルに「ゲーム感覚」で、サイバー攻撃に対処する能力を磨くことを目指す競技形式の勉強会。参加者はECサイトの管理者となり、様々なサイバー攻撃に対処しながらシステムの安定稼働と売上の獲得を競う
サイバーインシデント演習in北海道	中小企業／団体等の経営層、セキュリティ責任者及び情報システム運用担当者	1 月頃	サイバーセキュリティに関する演習等を通じて、地域の事業者におけるインシデント対応に関するノウハウの共有を含む、サイバーセキュリティに関する情報 共有を行いレベルの向上を図るインシデント演習
Security College for Youth (SC4Y) HAISLサイバーセキュリティセミナー	学生、一般	2 月頃	次世代のサイバーセキュリティ人材育成を目的として、時事課題に適したテーマによるセミナー
サイバーセキュリティフォーラム北海道	サイバーセキュリティ担当者	3 月頃	サイバーセキュリティレベルの向上を目的とし、サイバーセキュリティ政策の最新動向、セキュリティ対策、北海道のサイバー犯罪情勢などの講演。実践的サイバー防御演習等の体験ブースも設置

<2 放送>

放送ネットワーク強靱化に向けた支援（1）

- 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、テレビ・ラジオの予備送信所設備等、災害対策補完送信所等及び緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、費用の一部を補助することで放送ネットワークの強靱化を実現する。

地上基幹放送ネットワーク整備等事業（令和8年度予算額 0.6億円、令和7年度補正予算額 0.5億円）

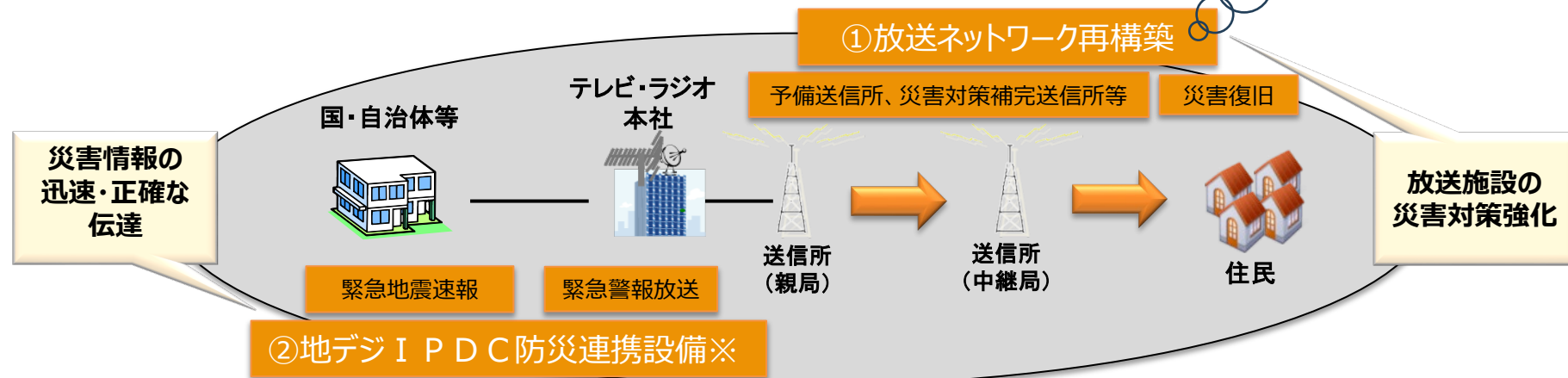
○事業主体：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、民間放送事業者等

○補助対象：

予備送信所設備等（予備送信所設備の整備）、
災害対策補完送信所等（災害対策補完送信所の整備、送信所の移転）、
送信所設備等の災害復旧（原則として親局、演奏所は除く）、放送ネットワーク再構築
緊急地震速報設備（緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備、
地デジIPDC防災連携設備）

○補助率：地方公共団体の単独又は連携の場合：1／2、民間放送事業者等の場合：1／3
放送ネットワーク再構築事業において、条件不利地域（離島除く）は2／3、離島は3／4
災害復旧事業において、一般災害は1／2、離島及び激甚災害は2／3

現在の中継ルートの脆弱性解消のため、親局-中継局間、中継局-中継局間の伝送路を、
①光ファイバ網の活用、
②無線中継ルートの経路変更により再構築するための経費を支援。



※ 地上デジタル放送の放送波に地域の防災情報等を送信する設備

<問合せ先> 情報通信部放送課 011-709-2311 内線4667

<2 放送>

放送ネットワーク強靱化に向けた支援（2）

- 大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがある。
- これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図ることが必要。
- このため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化に係る対策について、経費の一部の補助。

地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（令和8年度予算額 1.6億円、令和7年度予算額 3.6億円）

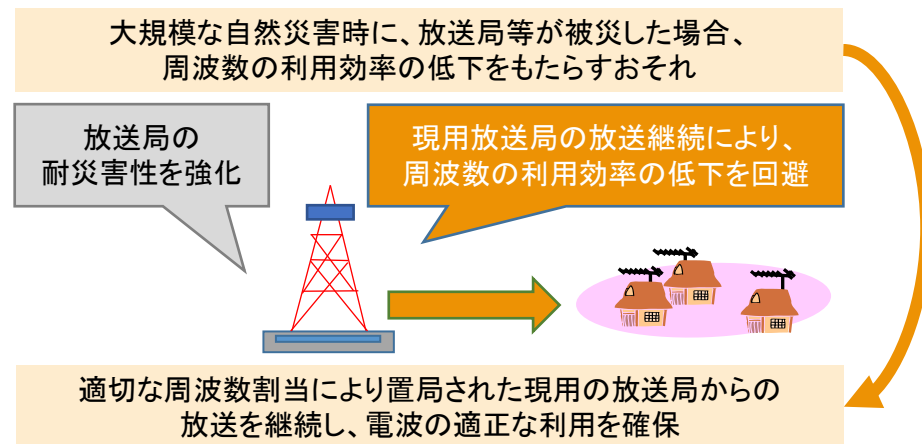
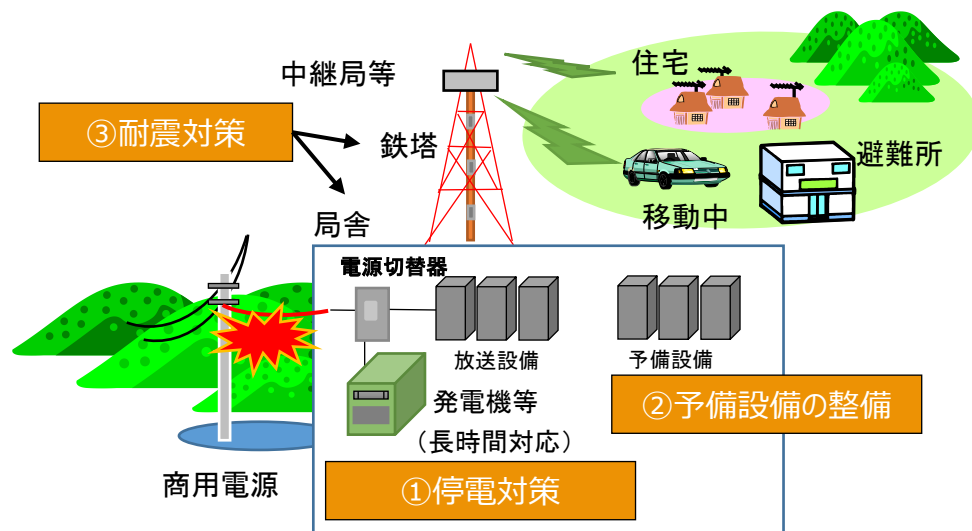
○事業主体：地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、民間放送事業者等

○補助対象：①停電対策、②予備設備の整備、③耐震対策（耐震工事経費のほか、耐震診断費、補強設計費）

○補助率：地方公共団体等 1 / 2、地上基幹放送事業者等 1 / 3

受信障害対策用中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数 0.5 以下の市町村：2 / 3

③において、耐震診断費：1 / 2、南海トラフ地震による大規模被害想定地域の工事：2 / 3



<問合せ先> 情報通信部放送課 011-709-2311 内線4667

放送ネットワーク強靱化に向けた支援（3）

- 放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」（第一情報提供者）として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要。
- ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消が課題。
- 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助するとともに、難聴対策の効果的な推進に取り組む。

民放ラジオ難聴解消支援事業（令和8年度予算額 2.1億円、令和7年度補正予算額 0.5億円）

- 事業主体：民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- 補助対象：難聴対策としての中継局整備
- 補助率：

地形的・地形的難聴、外国波混信 2 / 3
・都市型難聴 1 / 2

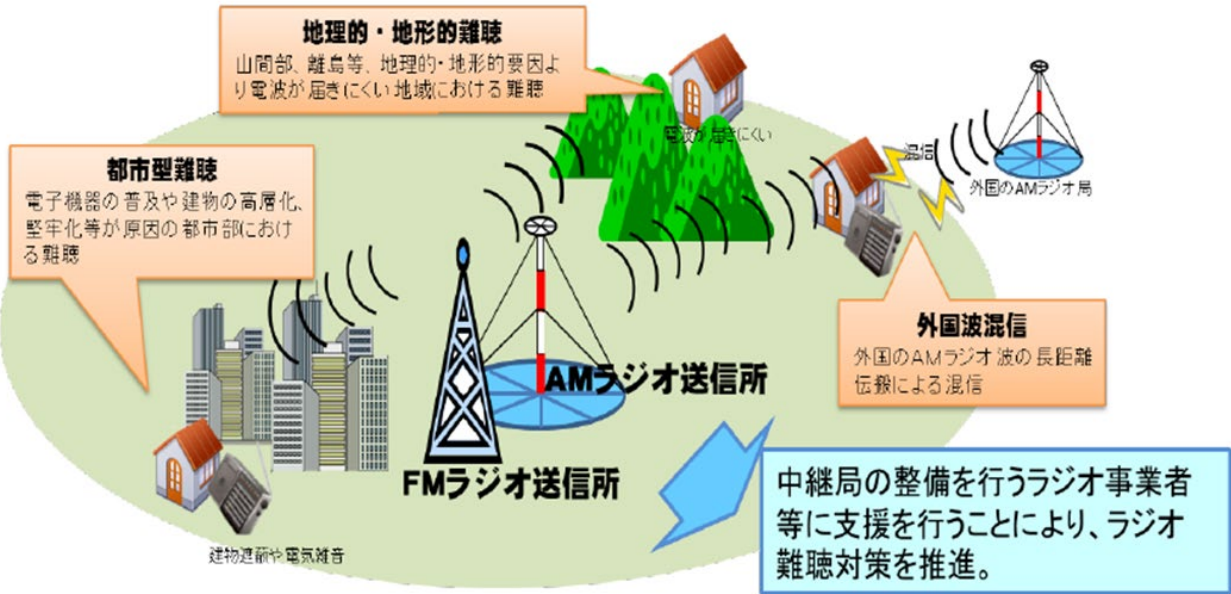
（地形的・地形的難聴、外国波混信）

国 2/3	事業主体※ 1/3
----------	--------------

（都市型難聴）

国 1/2	事業主体※ 1/2
----------	--------------

※ 民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等



<2 放送>

辺地共聴施設の高度化支援

- 山間地等の難視聴地域における必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助。

地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業（令和8年度予算額 6.1億円、令和7年度補正予算額 0.8億円）

○ 事業主体

- (1) 市町村、市町村の連携主体、放送事業者、電気通信事業者、放送事業者及び電気通信事業者の連携主体
- (2) 市町村、市町村の連携主体

○ 補助率

- (1) 辺地共聴施設の代替：2/3
- (2) 辺地共聴施設の光化等改修：1/2

○ 補助対象経費（下図の赤点線部分）

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等

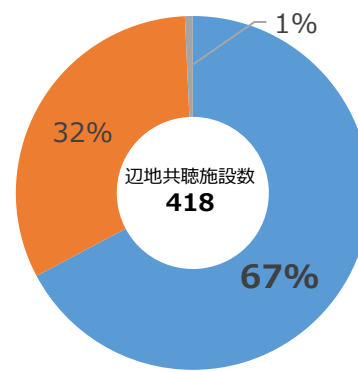
※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域に限る。

※辺地共聴施設（同軸ケーブル）の光化を伴うケーブルテレビ（I Pマルチキャスト方式によるものを含む。）による代替に必要な伝送路設備等を含む。

※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

北海道管内の辺地共聴施設の現況

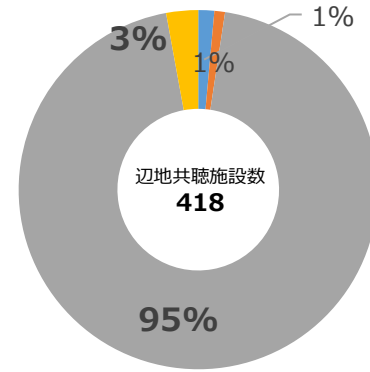
伝送路の状況



■ 同軸ケーブル
■ 光ファイバケーブル
■ HFC

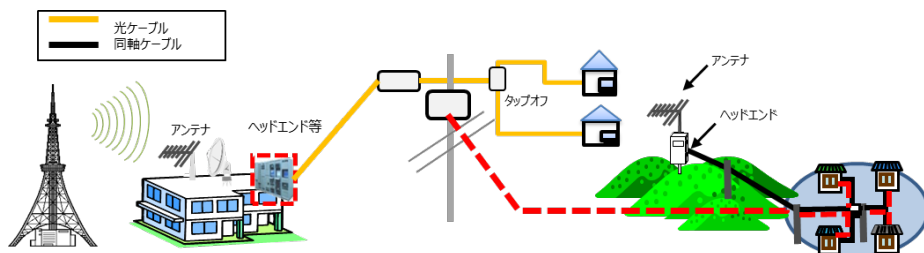
※HFC：光ファイバと同軸ケーブルを組み合わせ、各家庭に配線する方式。

設備の経過年数

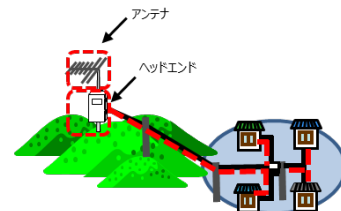


■ 5年未満
■ 5年以上10年未満
■ 10年以上20年未満
■ 20年以上

(1) 辺地共聴施設の代替



(2) 辺地共聴施設の光化等改修



- 総務省では、辺地共聴施設の老朽化対策等辺地共聴施設相談窓口を開設しています。
- お電話・メールでのご相談を受け付けています。

WEBサイト：

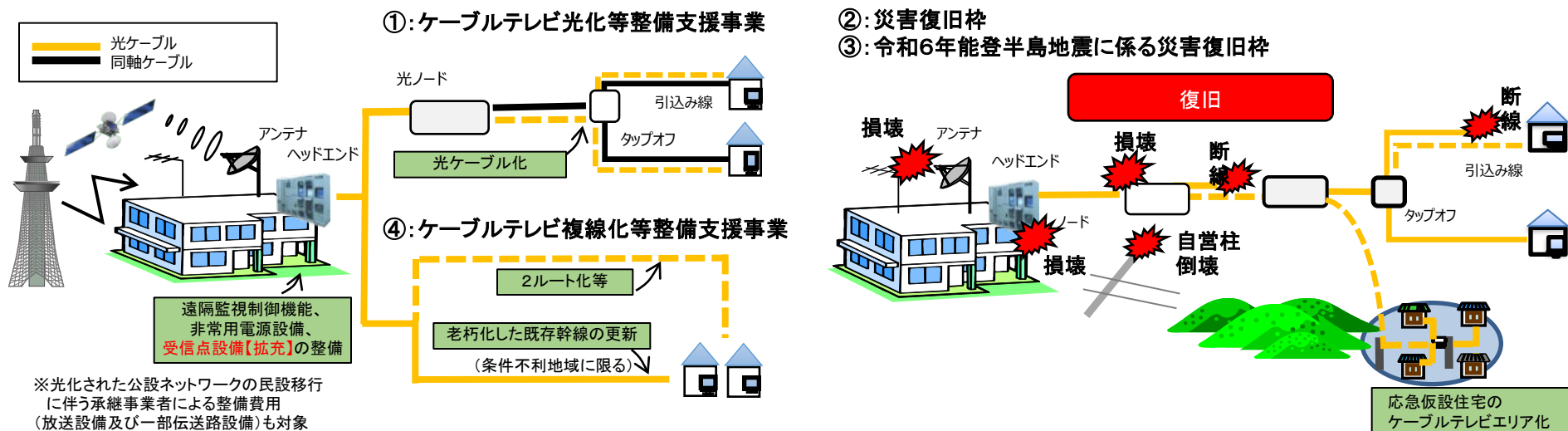
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/kyochosoudan/index.html

<2 放送>

ケーブルテレビネットワークの強靱化

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。

放送ネットワーク整備支援事業（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）（令和8年度予算額 8.5億円、令和7年度補正予算額 19.2億円）



- (事業主体) ①③④市町村、第三セクター、承継事業者(※)又はこれらの連携主体
※市町村、第三セクター又はこれらの連携主体から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者
- (補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- (補助率) ①②業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る
①④(1)市町村及び市町村の連携主体: 1/2 (2)第三セクター及び第三セクターの連携主体: 1/3 (3)承継事業者及び承継事業者の連携主体: 1/3
※市町村又は市町村の連携主体の承継事業者による整備のうち、条件不利地域における整備は2/3
※第三セクター、第三セクターの連携主体による整備又はこれらの承継事業者による整備のうち、条件不利地域における整備は1/2
①(1)※財政力指数0.5超の自治体は1/3
②: 1/2(公共土木施設災害復旧事業査定方針に準じる災害の場合)、2/3(離島又は激甚災害に指定された災害の場合) ③: 2/3
- (補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等
②※激甚災害に指定された災害に係る復旧の場合は仮設住宅のケーブルテレビエリア化も対象 ④※受信点設備の単独整備も対象

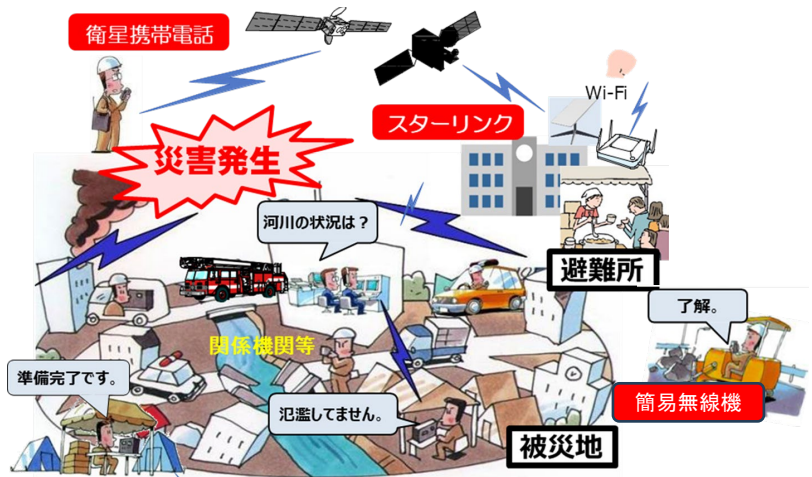
ICTによる防災・減災対策の推進

- 災害情報等を住民に確実に伝達できるよう地域特性に応じた情報伝達手段の多様化・多重化を支援。
- 大規模災害が発生したときは、「総務省・災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）」を現地対策本部に派遣するとともに、移動通信機器等を地方公共団体等に貸与するほか、臨時災害放送局の開設支援を通じて地域の通信等を確保。

被災した地方公共団体へのリエゾン派遣



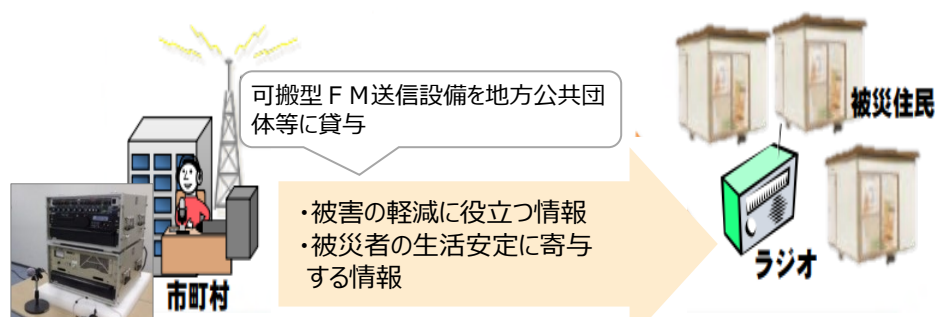
移動通信機器・電源車、発電機の貸与



関係行政機関・事業者等との連絡調整



臨時災害放送局の開設支援（設備の貸与）



貸与機材の詳細は、北海道総合通信局 防災対策 を参照
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/bousai-portalsite.html>

< 3 防災 >

災害に備えた関係機関との連携体制の維持・情報共有

- 災害時の対応を円滑に実施するために、平時から電気通信事業者や放送事業者、北海道をはじめとする地方公共団体、自衛隊等の防災関係機関との情報共有・意見交換や地方公共団体の防災会議・防災訓練等に参加して、連携を強化。

電気通信事業者、北海道、自衛隊等との連携強化（各種防災訓練への参加）

- 令和7年8月27日（島牧村）及び令和8年1月22日（乙部町）で開催された北海道防災総合訓練では、日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会の協力のもと臨時災害放送局（実験試験局）の訓練放送を行い、訓練会場・町内に放送した。



乙部町での訓練放送

- 令和7年4月17日及び令和8年1月29日に開催された北海道災害対策本部指揮室運営訓練では、日本海溝・千島海溝周辺型巨大地震の想定のもと、避難所のWi-Fi環境等の支援のシミュレーションを実施。



最大震度6強、津波最大10m超え



千歳市総合防災訓練での機器展示

- 各地の防災訓練では、移動電源車や貸出用通信機器等の展示、スターリンクの組み立て体験も実施。

- 令和7年11月18日に開催された恵山火山噴火総合防災訓練では**公共安全モバイルシステム**を活用し、トランシーバーアプリを使った関係機関の情報共有や動画による現地対応報告訓練等を実施。



避難所の映像を対策本部で共有



陸自ヘリによる通信機材の輸送訓練

- 陸上自衛隊北部方面隊と全国に先駆け平成31年3月に締結した「災害時の相互協力に関する協定」に基づき、定期的に勉強会や輸送訓練、無線局の混信排除訓練等を実施。
- 海上保安庁とは電気通信事業者と連携し、巡視船への支援機材の搭載訓練等を定期的に実施。

< 3 防災 >

災害対策用支援機材の無償貸出し

- 災害時に被災地方公共団体等に対して、北海道災害対策本部等との連携により移動電源車や連絡用無線機等をプッシュ型で貸与するほか、臨時災害放送局の開設を支援。平時には防災訓練等でも活用可能。
- 能登半島地震の災害復旧活動等で活躍した衛星インターネット（スターリンク）、公共安全モバイルの貸出しが可能。

1 衛星携帯電話

- ▶ 衛星を経由して通信を行います。
- ▶ 広範囲の衛星通信エリアで音声通信が可能です。

- 携帯電話や固定電話等との通話が可能
- 停電時や、携帯電話・固定電話が使えない時でも利用可能
- 屋内利用不可。屋外でも条件（※）によっては通信が困難（※衛星方向に障害物がある場合や悪天候時）
- 衛星に向けてアンテナ方向の調整が必要
- システムによっては訓練での利用に制限あり

タイプ	外観	特徴
ワイドスター		● 国内のみ通話可能 ● 窓際に設置して使用可能 ● ダイヤル方法が国内通話と同様
イリジウム		● 国外にも通話可能 ● 国際電話扱いのため、国内通話であっても、国番号（+81）からのダイヤルが必要。
インマルサット		● アンテナをたたんだ状態でも着信可能（アイサットフォンのみ）
衛星通信トランシーバー		● 衛星回線（イリジウム回線）を使用して、ボタン一つで一斉同報通信が可能

4 簡易無線（トランシーバー）

- ▶ 端末同士で直接通信を行います。
- ▶ 数百m～4km程度の音声通信が可能です。



2 衛星インターネット機器

- ▶ 通信衛星を経由して、大容量・低遅延のインターネット利用が可能です。
- ▶ 使用するときは空が開けている場所に機器を設置する必要があります。

タイプ	アンテナ外観	特徴
スターリンク (高性能ムーブ)		● データ通信速度：～220Mbps ● サイズ：575×511mm ● 重量：6.9kg（アンテナ部） 約20kg（梱包含む） ● Wi-Fiは屋外でも使用可能となるよう設定済み（本来は屋内のみ使用可） ● 電源は、商用電源又は発電機が必要（推奨出力は200W）

避難所、自治体庁舎等、**屋外アンテナ**は上空が開けた場所に設置
Wi-Fiルーターで無線LANを提供、スマホと接続（最大128台）

5 公共安全モバイルシステム

携帯電話技術を活用することで、公共機関に求められる高いセキュリティやマルチキャリアによる冗長性・可用性を備えています。

- ▶ 平時は通常の携帯電話として利用可能です。
- ▶ 災害時は消防・警察・自衛隊・自治体など各機関間での連絡・情報共有に活用できます。
- ▶ トランシーバーアプリにより同報通信・通話記録作成が可能です。
- ▶ 災害時優先電話の利用が可能です。



端末

- Android又はiOS端末
 - デュアルSIM対応端末※
- ※デュアルSIM端末は、複数の通信事業者のSIMの使用可能なスマートフォン端末

3 臨時災害放送局用機器

- ▶ 大規模災害発生時に地方公共団体が開設する「臨時災害放送局」開設に必要な放送設備を貸出可能です。
- ▶ 地方公共団体からの安否情報や生活情報など、きめ細かな情報をFMラジオを通じて提供できます。



1号機



2号機

送信周波数	76.1MHz～94.9MHz
空中線電力	10W～100W
諸条件	● 無線局（放送局）の免許取得（電話による臨機の措置が可能） ● 無線従事者の配置（第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士以上）

6 移動電源車・発電機等

- ▶ 避難所等における電源供給が可能です。
- ▶ 複数箇所に電源を設置可能です。
- ▶ 継続的な運用にはガソリンの補給が必要となります。



<問合せ先> 北海道総合通信局防災対策推進室
電話：011-747-6451

携帯：090-1525-0101（夜間・休日）

※機材には限りがあり、ご要望に添えないこともあります。

電波利用分野における研究機関等との連携

地域が抱える様々な課題を解決し、より良い社会を実現するためには、研究開発の成果を社会に実装することが期待されている。FORWARDを活用した地域の大学・研究機関等への研究開発機会の提供や、WiCONを通じた地域特有の技術課題の解決やワイヤレス人材育成に資する取組を推進。

FORWARD(フォワード)

(持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業)

<研究開発の概要（令和8年度）>

【募集部門】

●電波有効利用基盤技術部門

電波の有効利用を今後も持続可能なものとするための基盤となる技術の研究開発を行う課題

●地域電波有効利用促進技術部門（全国共通、地方独自の2種）

日本各地で顕在化している地域課題の解決や地域ニーズに対応するために必要となる電波有効利用技術の研究研究開発を行う課題

【研究開発期間】

最長4年度（1～4年度の間で提案者が設定可）

【研究開発経費（直接経費・消費税込み）】

- ・1年度目及び2年度目：最大1,000万円／年度
- ・3年度目及び4年度目：最大3,000万円／年度

※直接経費に加え直接経費の30%を上限とする間接経費を別途配分可

WiCON(ワイコン)

(旧 高専ワイヤレステックコンテスト)



<技術実証の概要（WiCON2026）>

【募集部門】

●ワイヤレス利活用部門

無線通信を活用して、地域課題の解決や新たなビジネスの創出に寄与し、近い将来で実現（社会実装）するアイデアの提案、技術実証を行う。

●ワイヤレス基礎技術部門

無線技術や電波伝搬技術を競う部門。電波を効率的に利用するための無線技術／システムの新規アイデアの技術実証を行う。

【応募対象】 全国の高専生（国立高専、公立高専、私立高専）

【主催等】

主催：WiCON 運営協議会

（CIAJ((一社)情報通信ネットワーク産業協会)、APPLIC((一財)全国地域情報化推進協会)、独立行政法人国立高等専門学校機構）

共催：総務省

【採択チーム数、技術実証費用】 20チーム程度、1チームあたり100万円

航空・海上関係無線の普及と適切な運用の推進

- 周りを海で囲まれた北海道は、多数の船舶が航行する中、衝突事故や乗組員の海中転落といった海難事故から命を守るための取組が特に求められ、無線設備（AIS、国際VHF、PLB等）の活用は、事故防止や救助活動に大きな役割を果たしている。
- 小型船舶等において、これらの無線設備が活用されるよう、地方公共団体・関係省庁や漁業・水産団体等と連携し、普及・啓発の取組を実施。

海の安全を守る無線設備の概要

簡易型AIS (簡易型船舶自動識別装置)



船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム。
※レーダー、プロッタ等に接続しAIS情報を表示。

国際VHF (船舶共通通信システム)



150MHz帯の電波を使用した、遭難・安全通信、港務通信、電気通信業務、水先業務用等で全世界的に使用される通信システム。

EPIRB (非常用位置指示無線標識装置)



沈没など船舶の遭難時に406MHzの電波を発射し、人工衛星を介して、位置情報と船名を海難救助機関（海上保安庁）に送信する全世界的な救助システム。

PLB (携帯用位置指示無線標識)



携帯電話や船舶無線が通じないような海域でも、遭難時に位置情報と識別信号を人工衛星を経由して海難救助機関（海上保安庁）に送信する全世界的な救助システム。

<関係団体と連携した周知・啓発>

「北海道地区関係省庁海難防止連絡会議」に参加する関係省庁等と海難事故防止に向けた課題を共有しながら、合同で作成するリーフレットの活用や各種イベントへの参加によって、小型船舶の海難防止に向けた周知・啓発を実施。



海の事故ゼロキャンペーン活動(R7.7)

携帯電話等エリア整備事業など

- 地理的に条件不利な地域において、地方公共団体などが携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用などの一部を補助。
- 令和7年度からは災害発生時における停電などによる携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池などを活用し、基地局機能の維持を図る強靱化対策を推進。

携帯電話等施設整備事業

補助内容：圏外解消のため、非居住地エリアに基地局を設置する場合

事業主体：地方公共団体など

補助率：【1社整備】1／2 【複数社整備】2／3

※山村、半島、離島の場合、補助率の嵩上げあり

（令和7年度実績 2件）

- ・ 道道135号の芦別市・富良野市間は携帯電話の繋がらない地域が一部存在。
- ・ 交通事故などの連絡手段確保のため、地域から携帯電話のエリア化に対する強い要望。
- ・ 芦別市、富良野市が携帯電話等エリア整備事業を活用して、令和5年度から基地局整備を開始し、令和7年12月に完成。



<建設中の基地局>

携帯電話基地局強靱化対策事業（令和7年度新規）

補助内容：災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、基地局機能の維持を図る場合

事業主体：地方公共団体、携帯電話事業者等

補助率：3／4（山村、半島、離島の場合 4／5）

（令和7年度実績なし）

令和8年度予算額 2,400百万円



<強靱化対策のイメージ>

携帯電話等施設高度化事業

補助内容：4 Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5 G基地局を設置する場合

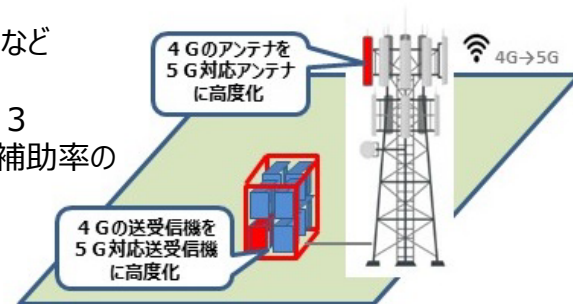
事業主体：無線通信事業者など

補助率：【1社整備】1／2

【複数社整備】2／3

※山村、半島、離島の場合、補助率の嵩上げあり

（令和7年度実績 40件）



<高度化施設整備のイメージ>

電波遮へい対策事業

補助内容：電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて移動通信用中継装置を整備する場合

事業主体：一般社団法人等

補助率：1／3（高速道路、国直轄道の場合 1／2）

（令和7年度実績 1件）

令和8年度予算額 29.9億円
（デジタルインフラ整備推進事業合計額）

防災行政無線整備計画促進の取り組み

- 防災行政無線は、災害時における通信の輻そうや発信規制がないため、地方公共団体と住民及び防災関係機関相互間の災害情報伝達の手段として有効。
- 北海道総合通信局では、防災行政無線を新たに整備する際や高度化する際に市町村からの相談等に対応し、無線局開設に係る助言や緊急防災・減災事業債による支援等の関係情報を提供。

■ 防災行政無線の種類

同報系

市町村役場と屋外拡声子局や地域の各家庭、事業所等に設置される個別受信機を結び市町村役場から地域住民に災害・行政情報などを伝達するために使用する。情報を同時に一斉通報できるのが特徴。

移動系

市町村役場に設置した基地局と移動局（車載型、携帯型等）との間、又は移動局相互間で防災行政に関する通信を行うシステム。

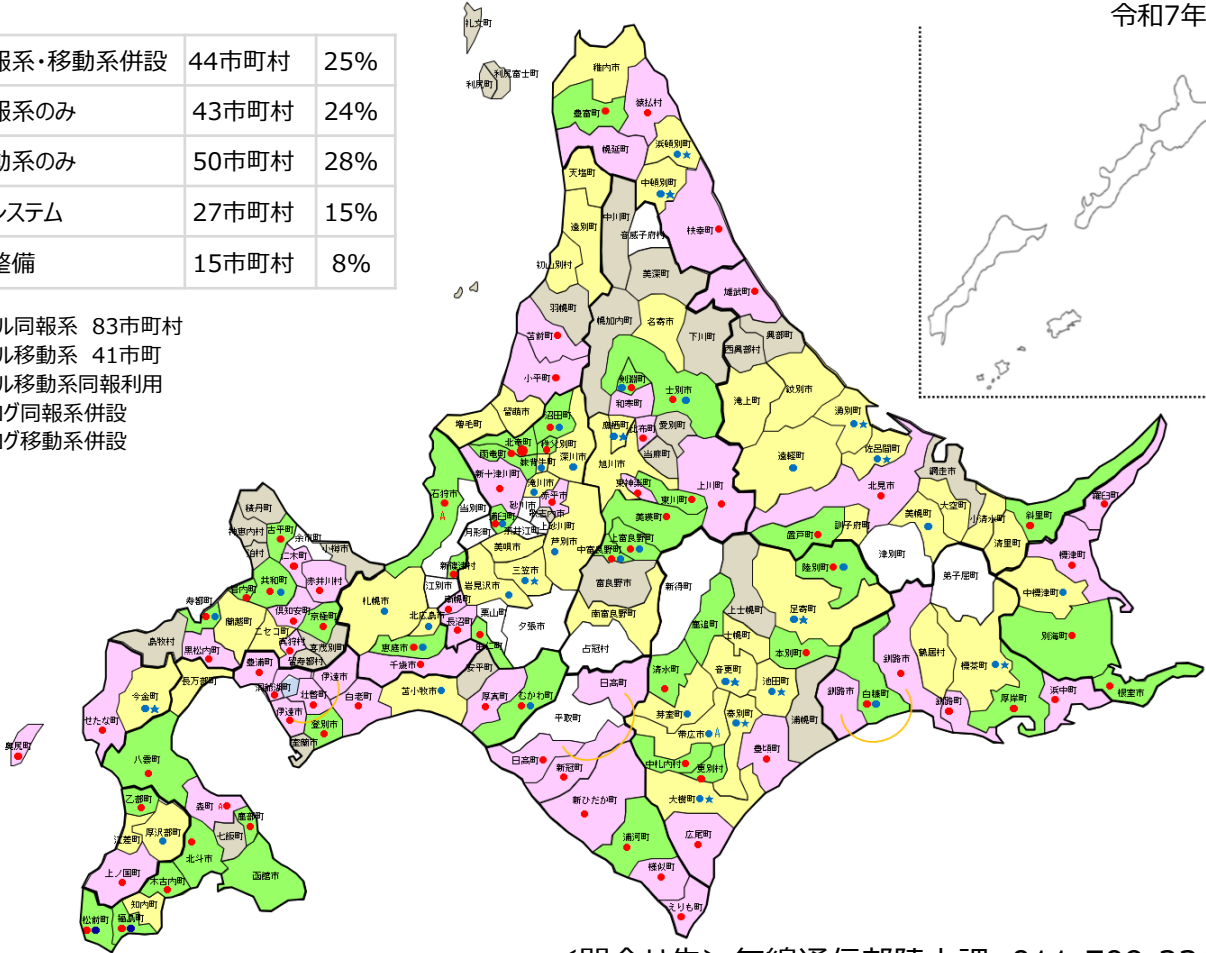
移動系同報利用とは、移動系システムを利用して屋外拡声器や戸別受信機により、役場から地域住民に情報伝達を行う形態。

■ 北海道における市町村防災行政無線等の整備状況

令和7年12月31日現在

同報系・移動系併設	44市町村	25%
同報系のみ	43市町村	24%
移動系のみ	50市町村	28%
他システム	27市町村	15%
未整備	15市町村	8%

- デジタル同報系 83市町村
- デジタル移動系 41市町
- ★ デジタル移動系同報利用
- A アナログ同報系併設
- A アナログ移動系併設



電波利用環境保護に関する周知・啓発

- 電波は、私たちの身の回りにあるスマートフォン、テレビ、Wi-Fi等に使われているほか、警察や消防、防災、航空無線など生活の安心・安全を守るためにも使用。
- 電波の利用ルールを守らないと混信や妨害が発生し、生活に様々な悪影響を及ぼすため、その防止に向けた、電波利用ルールの正しい理解と適正利用について、周知・啓発活動を実施。

電波の利用ルールに関する周知・啓発活動

例年、デジタルサイネージ広告や公共交通広告などを通じて、電波利用ルールの必要性を身近なものとして理解していただけるよう、広く周知。そのほか、自治体を始めとする官公庁等へのポスター類の掲示や、工事現場等の説明会において、電波利用ルールの説明を実施。



デジタルサイネージ



公共交通広告

電波適正利用推進員による周知・啓発活動

総務省からの委嘱によって活動する地域に密着した民間ボランティアで、その知見・経験を活かし、イベントでのリーフレット配布や「電波教室」の開催など、電波の利用ルールを周知。また、身近な電波に対する疑問・正しい電波利用についての相談の受付や、不法無線局に関する情報の報告。



「電波教室」でのラジオ製作



リーフレットの配布

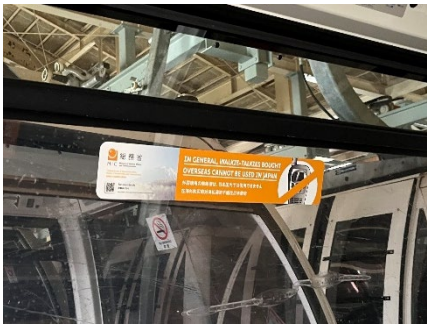
毎年6月1日から6月10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です

外国規格無線機等技術基準不適合設備の使用禁止に関する取組

- 外国人観光客が、国内で使用できない外国規格の無線機など、技術基準に適合しない無線機器を持ち込み使用することで、放送事業用などの重要無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、外国人観光客向けの周知啓発等を実施。
- 電波法に定める技術基準に合致しない無線機器の販売業者に対する、販売自粛の要請。

外国人観光客に対する周知・啓発活動（二セコ地域）

スキー場等での使用を抑止するための周知



ゴンドラ内ステッカー広告
(ほかスキー場アナウンス、ホテル等でのポケットティッシュの配布など)



バス内外ステッカー広告

外国人観光客に対する周知・啓発活動（札幌市周辺）

旅行中の使用を抑止するための周知



JR車体広告・車内額面広告



デジタルサイネージ広告

外国規格の無線機の一例



FRS GMRS FRS/GMRS共用 GMRS UHF-CB

販売店への要請等 ～無線設備試買テストの実施～

無線設備試買テストとは、インターネット等で販売している無線機器を購入し、電波法の基準に適合しているかを確認。無線機器が基準に適合していない場合は、その情報を公表するほか、販売店に対して販売自粛を求める要請等を実施。



公表した無線機器の一例

重要無線通信妨害への対応

- 総務省では、重要無線通信妨害(※)の申告を24時間体制で受付し、その迅速な対応に取り組んでいる。
- 北海道管内での重要無線通信妨害の申告は、航空管制波や船舶の緊急波への妨害が多く見られる。そのため、電波監視システムを活用し、機動力を生かして迅速に探査し、妨害源を排除する。
- 要人の来道等重要な行事の際には、重要無線通信妨害対策本部を設置し、電波監視体制を強化する。

※ 重要無線通信とは、携帯電話、放送、警察、消防・救急、防災、航空管制、海上(海保)、気象、電気、鉄道用の無線通信

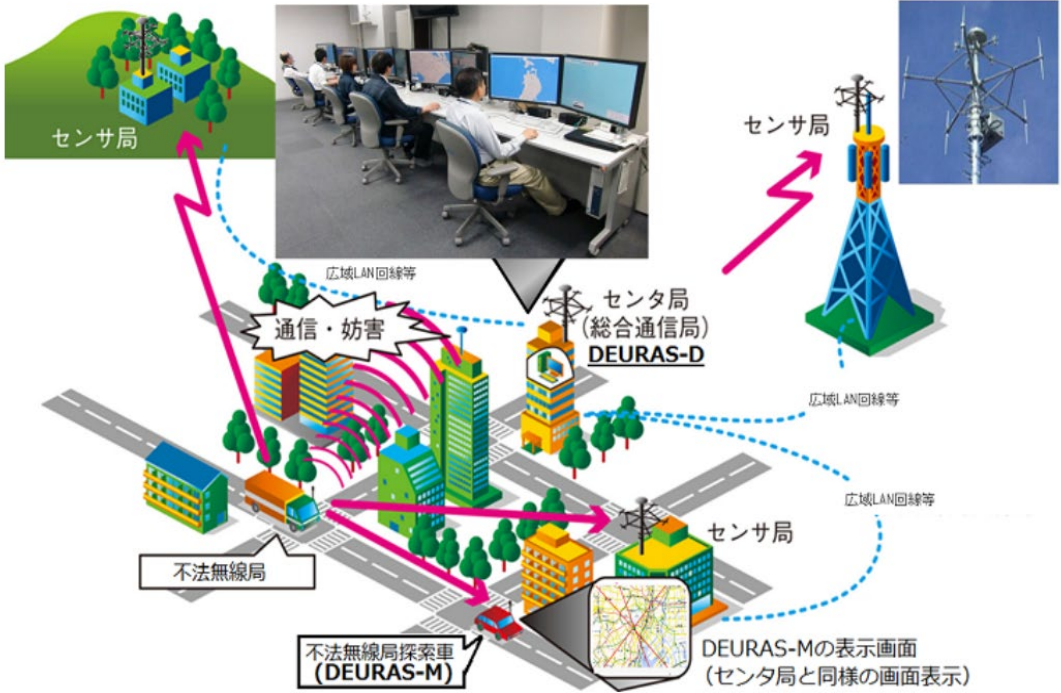
重要無線通信妨害発生時の対応

重要な無線通信が妨害されると、私たちの生活に大きな影響や混乱をもたらす。重要無線の妨害が発生した際には、『電波監視システム』を活用し、妨害源の探査を行うなど、必要な対応を迅速に実施し、妨害電波の排除に努める。



電波監視システム (DEURAS/デューラス : Detect Unlicensed Radio Stations)

不法無線局などの電波の発射源を探知する施設『DEURAS』を整備し電波監視を実施。



良好な電波利用環境の維持に向けた取組

- 不法無線局の排除のため、捜査機関と共同で取締りを実施するとともに、摘発や指導を実施。
- 発射する電波を監視し、違反運用者に対して、電波規正用無線局(※)による規正や行政指導・行政処分を実施。
- 外国規格等の無線機が発射する電波を監視し、使用者に対して行政指導を実施。

※ 電波規正用無線局とは、国が開設する無線局であり、違反運用を即時停止させるために、行政が直接メッセージを送信して指導を行う無線局

捜査機関との共同取締りの実施

捜査機関と協力して共同取締りを行い、車両や船舶等に設置された不法無線局を摘発するなど、電波法令違反に対して厳正に対処。



警察との共同取締り



海保との共同取締り



電波規正用無線局による指導



移動監視

北海道総合通信局の組織



北海道の情報通信2026

2026年5月発行



編集・発行 総務省 北海道総合通信局

〒060-8795

札幌市北区北8条西2-1-1

札幌第1合同庁舎内

TEL：011-709-2311（内線4683）

ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

X

<https://twitter.com/08hokkaidoBt>